障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第三十二条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十年九月五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類又は相談支援事業者	指定年月日
社会福祉法人青葉仁会	奈良市杣ノ川町五〇―一	デリカテッセンイーハトーヴ	奈良市帝塚山南四―一一―四	就労移行支援（一般型）	平成二十年九月一日
有限会社クオリティー	桜井市谷一四	ヘルパーステーション楓	桜井市安倍木材団地二―四―二〇	行動援護	平成二十年九月一日
有限会社かんな	北葛城郡王寺町本町四―一六―一三	訪問介護ステーションいちご花	北葛城郡王寺町本町四―一六―一三	行動援護	平成二十年九月一日
株式会社オクヤマ・タイアップCP	香芝市下田西一―二―三五	介護ステーションたいよう	香芝市下田西一―二―三五	居宅介護　重度訪問介護	平成二十年九月一日
社会福祉法人ふきのと	天理市柳本町二〇三六―一	指定相談支援事業所ふ	天理市柳本町二〇三六―一	相談支援	平成二十年九月一

う

きのとう

日